

泉崎村学校給食センター厨房機器購入仕様書

1 適用

この仕様書は、泉崎村学校給食センター厨房機器購入について適用する。

2 対象範囲

対象範囲は、「泉崎村学校給食センター厨房機器購入機器一覧表」に記載する内容とする。

3 納入場所

泉崎村大字泉崎字桧内裏山地内

4 納入期限

令和9年3月5日（金）までとする。

（調整点検を終了し、システムが稼働できる状態であること。）

5 一般事項

- (1) 調理能力は800食／日とする。
- (2) 新設品の工事範囲については別紙工事区分表に基づいて、機器の製造、運搬、搬入据付、組立、転倒防止の措置、試運転調整までとする。
- (3) 各図面に記載されている厨房機器は参考品とする。
- (4) 機器については、単品仕様書及び厨房機器一覧表に示すものと同様以上とし、機器単品図・機器一覧表と異なる機器を選定する場合、同等品申請書類を指定された期日までに提出し、監督員及び担当課の承諾を得ること。
 - ・提出書類
 - ① 同等品申請書
 - ② 単品図承認図（機器重量の記載のあるもの）
 - ③ カタログ
- (5) 厨房機器は、ドライシステムに対応している機器であり、文部科学省・厚生労働省の衛生基準及び労働安全衛生基準に十分配慮された機器であること。
- (6) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）に適合し、HACCPの概念を取り入れた衛生的かつ安全な施設となるよう、各衛生管理基準に適合した機器であること。
- (7) その他関係法令に適合した機器であること。

6 機器一般仕様等

- (1) 機器の選定にあたっては、稼働後の維持管理しやすいよう十分配慮すること。

- (2) 機器の納入に関しては、「泉崎村学校給食センター厨房機器備品仕様書」に基づき、仕様、能力が同等以上のものとする。
- (3) 受注後、受注者の都合により、機器寸法や仕様について変更などが生じる場合は、調理機器一覧表及び単品仕様書に記載されている能力等を遵守した上で、建物や作業スペースに影響しない範囲に限り、寸法の増減について協議するものとし、発注者の指示に従うこと。また、その変更等に関連する本体工事の変更に関する費用については、受注者の負担とする。
- (4) 受注後、厨房機器の詳細の施工図、機器図を作成の上、発注者に速やかに承認を願い、承認後、機器の製作に着手すること。
- (5) 受注者は、受注後速やかに本体工事の受注者と綿密な打ち合わせを行い、円滑な工事の進捗を図ること。
- (6) 配管、配線接続の必要な機器については、本体工事受注者と協議の上、二次側配管、配線接続位置について、調整・確認の上作業を行うこと。
- (7) 本体工事期間内の現場作業については、本体工事受注者の指示に従うこと。
- (8) 本仕様書等に記載していない事項であっても、構造上並びに機能上必要な事項については、受注者の責任において、発注者に確認を行ったうえでその事項を行うこと。なお、その必要な事項についての費用については、発注者と協議を行い、取り扱いを決定する。
- (9) 本仕様書等に記載していない事項、または疑義が生じた事項については、別途発注者と協議を行うものとし、決定内容については、発注者に承認を求め、指示に従うこと。

7 設計変更

設計図に記載されている厨房機器以外を使用する場合、それに伴う設計変更及び建築・設備などの追加工事は受注者の負担において行なうこと。

8 納入据付

- (1) 納入の際は、床・壁を傷めないよう受注者側で養生を行なうこと。
- (2) 据付完了後、作業性が損なわれない範囲で耐震固定または転倒防止金具の取り付けを行なうこと。
- (3) 運搬据付後の残材等は、受注者の負担において適正に処分を行うこと。
- (4) 納入時期については、本体工事の受注者と調整を行うこと。
- (5) 納入の際は、一級厨房設備施工技能士の資格者の立ち合いのもと、作業を行うこと。
- (6) 作業に携わる人員は月に1回以上保菌検査を実施していること。

9 試運転調整・取扱説明

- (1) 二次側配管配線終了後、速やかに試運転調整を行うこと。また、その試運転調整に必要な水光熱費は受注者の負担とする。
- (2) 試運転の際、故障・異常及び製品の損傷等を発見した場合は、受注者の責において修復等速やかに対応すること。
- (3) 試運転時及び引渡しに際し調理員に対し機器の取扱説明を行うこと。
- (4) 本業務終了後以降、施設稼動開始時から2週間程度は、作業の立会いを行なうこと。

10 保証及びメンテナンス

- (1) 保証期間は、施設の供用開始から3年間とする。
- (2) 保証期間中に納入機器等に不具合が生じた場合は、原則的に24時間以内に現場対応すること。ただし、やむをえない場合は、発注者の承諾を得て延長することができる。
- (3) 万一、機器の能力、材料・製造及び据付の不備、製品の不良、工作上的粗雑等の原因で所定の性能を発揮しない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において点検整備、改造、修理又は交換を行なうこと。

11 提出書類

下記の書類を3部提出すること。

- (1) 機器等の承認図……契約後速やかに（仕様書またはカタログ等）
- (2) 納入工程表……契約後速やかに
- (3) 試運転調整報告書……完了時
- (4) 納入・完成写真……完了時
- (5) 取扱説明書……完了時
- (6) 完成届……完了時
- (7) その他 監督員の指示による。

12 検収

機器納入後の検収については、発注者立会いのもと説明を行い、以下の書類を前出

(11. 提出書類の内(2)及び(6)を除く)の書類とともに、完成図書として製本のうえ提出するとともに、提出書類(PDF)をCDにして提出すること。

- (1) 搬入作業写真
- (2) 据付作業写真
- (3) 完成図面
- (4) 保証書

(5) その他 監督員の指示による。

1.3 その他

(1) 標示

納入機器には発注者が指定する事項（厨房機器名、納入日、納入者、連絡先等）を記載した標識を張り付けること。なお、様式、記載事項については事前に発注者と協議を行うこと。

(2) 梱包類の処分

機器の梱包類については受注者にて適切に処分すること。また、付属して必要な説明書等で重複して必要ないものについては、必要数を残して処分すること。

(3) 教育・助言等

ア 調理員等に対する調理機器システムの円滑な操作に必要な機器運転・管理・取扱及び軽微な補修等について、十分な教育と指導を行うこと。

イ 発注者が計画する調理員配置計画、調理工程計画及び給食配送計画について、助言及び協力を行うこと。